

第 1 期第 1 回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成 16 年 3 月 25 日（木曜日） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 48 分
2 場所	市役所 5 階委員会室
3 出席者	【会長】新井明夫 【会長代理】黒木中 【委員】小山豊、島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社中根総合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎
4 欠席者	なし
5 議題	(1) 会長および会長代理の選出について (2) 議席の決定について
6 傍聴者	3 名
7 配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理審議会 ・ 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則 ・ 土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案） ・ 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会委員名簿

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） ただいまより、第 1 回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

私は羽村駅西口地区担当主幹の羽村と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。なお本日、3 名の方から傍聴の申し出がございますが、本日の審議内容につきましては非公開とすべき事項がないことから、招集者である施行者の判断により傍聴を認めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、並木市長から、ごあいさつ申し上げます。

市長（並木心君） 皆さん、こんにちは。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今日は年度末、また昼間何かとお忙しい中、審議委員の皆さんにはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。さる 3 月 7 日に行いました審議会委員の選挙で当選をなされました 8 名の委員の皆さん方、誠におめでとうございます。また、学識経験者として委員をお引き受けいただきました新井様並びに黒木様には、心から御礼を申し上げます。これからは委員の皆さん方には、ぜひとも審議会の委員としての職能をまっとうしていただきたいと心から願うところでございます。

本日でございますけれども、第 1 回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会でございます。日ごろ、市の行政運営等につきましてもお世話になっております皆さん方にお集まりいただきましたところでございます。重ねて、その点も御礼を申し上げます。

さて、羽村駅西口の区画整理事業でございますが、委員の皆さん方、ご承知のことと思っておりますけれども、平成 10 年 3 月に土地区画整理事業の都市計画決定がされ、市民各層の代表によって作成された羽村市の第四次長期総合計画の基本計画の中で、市の重要施策としてリーディングプロジェクトとして位置づけ、羽村駅西口地区の抱えている課題を一日も早く解決し、将来に向けて人々が生活しやすく、環境に優しく、安全、快適で健全な市街地の整備をするため実施すべき事業として位置づけをしているところでございます。なお、議会のご承認もいただいている事項でございます。このことから、平成 15 年 4 月 14 日付で東京都知事から事業計画で定めた設計の概要について認可を受け、2 日後の 4 月 16 日付で事業計画の決定をし、このたび具体的に事業を実施していくために必要である審議会を設置するために選挙を行わせていただいたところでございます。

審議会でございますけれども、施行者であります私、羽村市長から事業につきまして、実施していくのに必要な換地計画とか、仮換地の指定等に関する事項について諮問をさせていただき、このことにつきまして同意をいただいたり、意見を述べていただく権限を有しているのが、この機関ということでございます。それぞれのご趣旨をご理解の上、委員の皆さん方にはいろんな立場で、いろんな角度から、さまざまなご意見、ご議論をいただき、公正で円滑な審議をお進めいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

本日は初回ということでございますので、会長および会長代理人の選出と議席のご決定をお願いしたいと存じます。なお、審議会閉会后に今後の会議運営に必要な会議の公開等々につきまして、ご説明させていただきことをつけ加えさせていただきます。どうぞ、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは会議に入ります前に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、資料 1 といたしまして審議会委員の名簿、資料 2 といたしまして、土地区画整理審議会の設置と役割について記載してあるもの、これは両面印刷になっておりますのでご確認ください。資料 3 といたしまして羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則、こちらも両面印刷になっております。参考資料といたしまして、土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）、こちらは表面だけでございます。そのほかの資料といたしましては羽村駅西口

土地区画整理事業施行規程と、あと事業計画書を本日資料として配付をさせていただいております。ご確認いただきたいと存じます。

次に出席者の紹介をさせていただきたいと存じます。初めに委員の方々の紹介をさせていただきますが、選挙により選出されました委員の皆さん方におきましては自己紹介をお願いをしたいと存じます。なお、配付しております委員名簿仮議席1番の中野委員様からお願いしたいと存じます。それではよろしくお願いたします。

- 委員（中野恒雄君）** 中野恒雄です。よろしくお願いたします。
- 委員（島田清四郎君）** 島田清四郎です。よろしくお願いたします。
- 委員（小山豊君）** 3番の小山豊です。よろしくお願いたします。
- 委員（瀧島愛夫君）** 瀧島愛夫と申します。よろしくお願いたします。
- 委員（小宮國暉君）** 小宮國暉です。よろしくお願いたします。
- 委員（島谷晴朗君）** 島谷晴朗でございます。よろしくお願いたします。
- 委員（神屋敷和子君）** 神屋敷和子です。よろしくお願いたします。
- 委員（中根康雄君）** 株式会社中根総合建築事務所の中根康雄でございます。よろしくお願いたします。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） なお、今後の発言ですけれども、前にマイクがあると思います。右のボタンを押していただくとスイッチが入る状態になります。左のボタンを押すと切れる状態になります。発言の時には右のボタンを押していただきたいと思います。

それでは次に土地区画整理法第58条に基づき、羽村駅西口土地区画整理事業施行規程第10条第2項に定めました学識経験を有するものから選任いたしました委員の方をご紹介させていただきます。

初めに新井明夫様をご紹介いたします。新井様は青梅市東青梅に在住でございまして、昭和29年に青梅市役所に奉職され、新町地区などの区画整理事業を担当し、町の幹部職員として、また青梅市の助役を2期務められ青梅市のまちづくりに深くかかわり豊富な経験を有しており、区画整理事業への理解と広い識見をお持ちの方でございます。

次に黒木中様をご紹介いたします。黒木様は福生市本町に在住で、土地区画整理士、並びに不動産鑑定士の資格を有しており、最近では福生市田園西土地区画整理事業の評価員として務められており、区画整理への理解と広い識見をお持ちの方でございます。

次に市側の紹介をさせていただきます。ごあいさつをいたしました並木市長でございます。

- 市長（並木心君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 山本助役でございます。
- 助役（山本昭吉君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 都市整備担当部長の中野でございます。
- 都市整備担当部長（中野祐司君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 区画整理課長の青木でございます。
- 区画整理課長（青木次郎君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 事務局の区画整理課課長補佐の指田でございます。
- 区画整理課課長補佐（指田富一君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 同じく区画整理課の笹本主任です。
- 区画整理課主任（笹本佳良君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 総務部庶務課長の井上でございます。
- 庶務課長（井上雅彦君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 同じく庶務課課長補佐の小林でございます。
- 庶務課課長補佐（小林秀治君）** よろしくお願いたします。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 続きまして、羽村駅西口土地区画整理事業を委託しております財団法人東京都新都市建設公社の職員を紹介いたします。羽村駅西口地区を担当しております多摩西部区画整理事務所の国枝所長でございます。

- 多摩西部区画整理事務所所長（国枝英明君）** 国枝でございます。よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 同じく松村主任です。
- 多摩西部区画整理事務所主任（松村 浩君）** よろしくお願いたします。
- 羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君）** 以上で出席者の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、本日の日程につきましてご説明をさせていただきます。日程につきましては次第により進めてまいります。この日程説明後に次第2の審議会議事運営規則等について区画整理課長からご説明いたします。説明が終わりましたら、次に次第3の会長が選任されるまでの間の進行役として座長を指名させていただきます。この座長の進行によりまして会長選挙をしていただきます。会長が選任されましたら、会長が会長代理の互選をしていただきます。次に議席の抽選をし、

本日の会議を終了させていただくと、このような形が本日の日程でございます。

それでは本審議会議事運営規則等について、区画整理課長からご説明申し上げます。

区画整理課長（青木次郎君） それでは、お手元にご配付しております資料 2、そして資料 3 につきましてご説明させていただきます。

まず、初めに区画整理審議会でございますが、区画整理審議会の設置および定数についてでございます。この土地区画整理審議会は土地区画整理法の第 56 条第 1 項の規定で、市町村などが施行する土地区画整理事業に置くことが定められております。また、委員の数は政令で定める基準に従って施行規程で定めるというふうなことになっております。本事業の審議会は施行規程第 9 条、お手元にご配付しております施行規程の第 9 条で福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を置くことと決めました。また、本事業の審議会委員の定数でございますが、これは施行規程第 10 条第 1 項で 10 名として、そのうち市長が選任いたします学識経験者を同条第 2 項で 2 名と定めております。

次に、審議会の役割でございますが、この審議会の権限につきましては土地区画整理法第 56 条第 3 項の規定で「換地計画、仮換地の指定および減価補償金の交付に関する事項について、土地区画整理法に定める権限を行う」ことを定めております。具体的には、まず審議会の意見を聞かなければならない、いわゆる諮問事項と言っている事項でございますが、これは 4 つございまして、まず、(1)換地計画の作成および縦覧に供された換地計画についての意見書の審査、(2)換地計画の変更および縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査、(3)仮換地の指定、(4)減価補償金の交付額の決定、これらについては皆さんから意見を聞くというふうな形になっております。

続きまして 2 番目でございますが、これは皆さんから同意をいただくというふうな同意事項でございますが、まず、(1)評価員の選任、(2)保留地の決定、(3)換地計画において特別の宅地について特別の定めをする場合、これは具体的に申し上げますと私道です。私道等についてどのような形で換地をするのか、換地をしないで清算金で処理するのか、そのような決め事をする場合。(4)につきましては宅地の適正化のための過小宅地の基準となる地積の決定、法律では、住宅地の場合ですと 100 平方メートル、商業地等ですと 65 平方メートルという決まりがございますが、この場合の特別な、いわゆるそれ以下の換地を定めませんというふうな基準を定める場合に皆さんのご同意をいただくというふうな形になっております。(5)宅地地積の適正化のための決定、これは余り例がないのですけれども、大きい宅地の場合、減歩をより多く出していたとこのふうな場合の決め事をする場合には、また同意をいただくということです。(6)につきましては借地地積の適正化のための決定、(7)が換地および借地権の立体化に関する決定、今回、西口の事業ではこのようなことはございませんが、このようなことを決定する場合には皆さんからの同意が必要というふうな形になります。

続きまして審議会委員の任期でございますが、今回の場合は平成 16 年 3 月 8 日から平成 21 年 3 月 7 日までの 5 年間というふうな任期になっております。

次に、裏面にありますが、審議会委員の守秘義務についてということでございます。今回、皆さんは特別職、区画整理審議会委員は特別職の地方公務員であります。一般職の職員と異なりまして、地方公務員法上の「秘密を守る義務」の規定は適用されません。しかしながら、個人のプライバシーをかかわる事項につきましては守秘義務が適用されます。これにつきましては、個人の基本的な権利を尊重し、個人の権利利益の保護などを目的に設置されました「羽村市個人情報保護条例」第 3 条第 2 項で、「実施機関の職員は職務上、知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない」と規定されており、この職員は各種審議会委員等も含まれておりますことから守秘義務が適用されるというふうなことになっております。

それでは続きまして、資料 3 の土地区画整理審議会議事運営規則につきまして、ご説明いたします。これは第 1 条から第 14 条までの構成になっております。第 1 条につきましては趣旨でございます。「この規則は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行規程第 9 条の規定に基づき、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会（以下「審議会」という）の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。」第 2 条でございますが、会議の招集等、「審議会の会議の招集が市長が文書をもって通知する。ただし、同一議案について中断された会議を再開するとき、または会議が数日にわたるときは、この限りでない。」これにつきましては、土地区画整理法第 62 条第 1 項、第 2 項でも、このようなことが定められております。第 2 項でございますが、これは定足数を条文化したものでございます。第 2 項「会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」ということでございます。このことにつきましても、土地区画整理法の第 62 条第 3 項で規定はしてございます。

続きまして、審議会の会長、「審議会に会長を置き、初回の会において委員のうちから選挙する」というふうなことでございます。このことにつきましても土地区画整理法で定められております。第 2 項「会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。」第 3 項「会長は委員として審議会の議決に加わることはできない。」第 4 項「会長に事故ある場合は、委員のうちからあらかじめ互選された者（以下「会長代理」という）がその職務を代理する。」第 5 項でございますが、「会長および会長代理は、次の各号のいずれかに該当する場合はその地位を失う。」基本的に第 1 号から第 3 号まででございますが、第 1 号、委員の資格を喪失したとき、第 2 号ですと、委員の総数の過半数で不信任を議決したとき、第 3 号は委員が改選されたとき。第 2 号で言われておりますのは、あくまでもこれは特定の方でなくて委員全体のことを指しております。このことにつきましても区画整理法の第 58 条の第 7 項、第 8 項をうけて、このような条文になっております。続きまして、第 6 項でございますが、「前項の規定により、会長が地位を失った場合は、その地位を失ってから最初の会議において他の議案に先立ち会長の選挙を行う。」というふうな定めたものでございます。

続きまして第 4 条、会議の公開ということでございます。「会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める

ときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。」第2項「傍聴に係る事項は、会長が会議に諮りこれを定める。」と規定しております。

次に第5条、委員の議席、「委員の議席は最初の会議において、抽選により定めるものとする。」きょう皆さんには抽選をして議席を決めていただくということになります。

第6条、会議でございますが、「会長は会議の開会および閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。」第2項「会長は、開会時刻後相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、流会を宣言する。」第3項「会長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは休憩または流会を宣言する。」第4項「委員は、会長の許可を得なければ発言することはできない。」第5項「会長は議事を整理するため必要があると認めるときは、委員の発言を止め、議事を中止し、またはその順序を変更することができる。」というふうに定めております。

続きまして裏面に入りまして第7条でございます。委員の退席、「委員は会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の許可を得なければならない。」第2項「会長は会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を禁じることができる。」

第8条、採決の宣言でございますが、「会長は採決しようとするときは、その旨を宣言する。」

第9条、採決でございますが、「議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては第3条第3項の規定にかかわらず、会長の決するところによる。」これにつきましても土地区画整理事業法の第62条第3項で定められているものでございます。第2項、「採決は原則として挙手によるものとする。ただし、審議会において、特に他の方法によることが適当であると認められた場合は、この限りでない。」

第10条でございますが、職員等の出席、「市の職員、財団法人東京都新都市建設公社の職員および会長が必要と認められた者は会議に出席し、議案について説明し、これに伴う意見を述べることができる。」

第11条でございますが、議事録の作成、会長は議事録を作成しなければならない。第2項「議事録には次に掲げる事項を記載する。」第1号、会議の開会および閉会に関する事項およびその日時、第2号、委員の出欠に関する事項およびその氏名、第3号、会議の途中で出席し、または退席した委員の氏名およびその時間、第4号、委員以外の出席者の氏名、第5号、会議に付した議案名およびその採決に関する事項、第6号、議事の内容、その他会長が必要と認める事項。第3項「議事録には、会長および会長の指名する委員2名が署名押印するものとする。」第4項「公開された会議の議事録は、閲覧に供することができる。」

第12条、委員の辞任でございますが、「委員は、辞任しようとするときは、あらかじめ審議会の承諾を得なければならない。」第2項「会長は前項の申出を受理したときは、速やかに市長へ報告しなければならない。」

第13条でございますが、庶務、「審議会の庶務は、土地区画整理事業に関する事務を所管する課において処理する。」

第14条、これは委任でございますが、「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。」

次は付則でございますが、「この規則は公布の日から施行する」ということで、平成16年3月24日付で公布しております。

以上で説明を終わります。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは説明が終わりました。この件につきまして、何かご不明な点がございましたでしょうか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 傍聴者の方に資料は配られていますか。傍聴者の方に渡してもらわないとわからないと思います。何も配らない理由は一つもないと思いますけれども。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 本日のところでございますけれども、この会議の後に傍聴に関する要領という形でお示する形になるわけでございますが、本日につきましては、冒頭申し上げましたように施行者の判断で傍聴をお認めさせていただきましたということで、本日につきましては特別に傍聴者への資料配付をしていないということでございます。

委員（島谷晴朗君） 今に関連しまして、予備ございませんか。予備があるのであれば差し上げたいかがでしょうか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） そうしましたら、その件につきましては資料のほうを用意いたしまして、ご配付をさせていただきます。島谷委員

委員（島谷晴朗君） よろしくお願ひします。それでは、質問させていただきます。順序を追って質問させていただきます。分からないところがありますのは第2条第2項、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。この半数以上というのは5名以上ということになりますか、数字で言えば、委員に欠員が生じた場合には9名とか8名とかということになるわけですが、これ普通の場合、10名だとすれば5名以上ということになりますでしょうか。これは第6条第2項とも関連してまいりますので、ここのところ数字で言うと、どういうふうになるのか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） これは数字的には5名という形になります。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 実質、これは欠員ということはあるのでしょうか、わかりませんが、例えば、予備委員というのはいらっしやいますよね。ですから、1人欠員になったときは予備委員がそのまま補充されますよね。したがって、2名以上欠員になった場合には予備委員が足りませんから、そのときは改めて選挙か何かで補充すると。そうしますと、その間はこの審議会は開かれられないということになるのでしょうか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） これは定数が現在10名ということですから、もし現在欠員が2名で8名のときは、その委員の半数という形になります。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） それでやるわけですね。補充されない状況でも行うことができるということですね。

次にまいります。第3条第2項、会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。この「総理」を「統括」という意味に変えてもよろしゅうございますか。「総理」というのは意味がちょっとわからないのですが。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） そのように解釈していただいて結構です。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） それから第3条第5項第2号、委員の総数の過半数で不信任を議決したとき。この「総数の過半数」というのは10名を意味するわけですか、出席委員じゃないですね、これは。即ち10名のあれですね。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） そうです。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） そうしますと、数字的に言えば過半数で6名ですね。

続きまして第4条、会議は公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。このただし書きは必要でしょうか。私は必要でないと思うのですが。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） これにつきましては、市には情報公開条例というのがございます。中でも不開示という文言がございます。また、先ほども申しましたが、個人情報保護条例等がございます。実際に区画整理の場合、一般的な諸基準を定める場合には当然これはオープンでよろしいかと思えますけれども、実際に個人の権利にかかわってくる内容を審議しなければならないとか、それぞれ個人の利益にかかわる意見書等の処理をするようなことになると、なかなか委員さん自身が自由な発言ができないというふうなこともございます。オープンにすることによってですね。ですから、そういうところから、ここのところにつきましてはただし書きを規定しているものでございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 個人情報、プライバシーの問題ということですが、そのプライバシーの定義というのはあるのですか。例えば、個人認識も、これはプライバシーに入るのですか、入らないのですか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 庶務課長

庶務課長（井上雅彦君） 個人情報の関係でございますが、私のほうからお答えさせていただきます。羽村市の個人情報保護条例では個人情報につきましては、個人を認識するものすべてでございます。地方公務員法上という守秘義務というのは公になっている個人情報については特に規定されていないのですが、個人情報保護条例では氏名住所等の公になっているものであっても、これは個人情報として認識しております。

以上でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） とおっしゃいますのは、個人認識も含まれるということですね。氏名住所、そういうものも。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 庶務課長

庶務課長（井上雅彦君） そうでございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 質問を続けさせていただきます。第6条の第2項、会長は開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは流会を宣言する。即ち、定足数はこれは5人以上を指しますか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） はい。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） そうですね、5人以上。第8条についてですが、会長は採決しようするときは、その旨を宣言する。この意味はわからないではないのですが、我々のこの審議会は、できれば合議制にもっていきたいと思うのですが、その採決をするということの、この是非について私見を述べさせていただきます。

これは住民の権利の問題が主でございますね。従いまして、そういうことを十分に斟酌して考えていかなければならないとなると、十分な審議が行われなくて採決になるということの危険性を、私は非常に感じておりますので、こういったことがあっては、やはり良くない。即ち、住民の持っている権利を、やはり我々としては十分に考えて差し上げるべきだという考えから、これは合議制にするべきではないかと。採決しようとする、その採決の中身については、できるだけ慎重であってほしいというのが私の考えです。従いまして、これはできるだけ合議制に持っていけないのかという考えなのですが、いかがでしょうか。これはもしもあれでしたら、私たちの、この審議会の中でも話し合いをさせていただければ大変ありがたいでございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 助役

助役（山本昭吉君） 第8条の採決の宣言、こうした会議におきましては、ただいま島谷委員さんのお話にありましたような、そのことも重要でございますが、一方においてやはり民主的な会議ということでやりますと、最終的には採決と、こういうことになります。この規則は市長の権限において定めるものでございますので、今は説明をさせていただいておりますが、既にこの規則は決まって公布がされ、施行されているものでございます。その点、ご理解をいただきたいと、このように思います。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） それでは先に進めさせていただいて、最後にまたこのことについてお話をさせていただきたいと思っております。

第10条、市の職員、財団法人東京都新都市建設公社の職員および会長が必要と認めた者は会議に出席し、議案について説明し、これに伴う意見を述べるができる。この「財団法人東京都新都市建設公社の職員」は、これは削除してほしいと私は実は思うのですね。その後ろに「および会長が必要と認めた者は市の職員および」、これは「および」いりませんね。会長が必要と認めた者はこれに含められる者だと思うのですね。なぜ、この新都市建設公社の職員がここに出席しなくてはいけないのか、初めからここに条文として出ておかなくてはいけないのか、これが非常に疑問です。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） この財団法人東京都新都市建設公社、これは設立についてもそうなのですが、都市基盤整備におきましては東京都、そして6市町村で、この新都市建設公社を設立した経緯がございます。そして、羽村市の区画整理事業、また下水道事業につきましては新都市建設公社のほうに委託をして、事業を実施しているということでございます。そういうことから委託先であります新都市建設公社の職員につきましては、このような形で明文化をしているというところでございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 実質私たちは、この区画整理事業に新都市建設公社に市からいろいろと委任契約をしておりますが、そういうところで非常に、これでいいのかなと疑念を持つことがあります。それは例えば小さなことかも知れませんが、こういう方々がここにいらっしゃることによって、そして当然その方々に報奨を支払をしたり、そういうことが起ってくるわけですね。それは必要なときはそれでよろしいのですが、いつもここに出席していただく必要があるのかどうかということが、私にはよくわかりませんが、その点に私の考えにおかしなところがありましたら、指摘していただきたい。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 都市整備担当部長

都市整備担当部長（中野祐司君） この関係なんですけれども、先ほど課長のほうからご説明いただきましたが、やはり市が出捐団体ということで公社の構成団体に入ってます。また併せまして、今後5年間の事業の契約、これも既に新都市建設公社のほうと委託契約を結んでいるということもございます。それで、これにつきましては既に市議会の議決等もいただいて、現在、公社に委託して事業を進めているところでございます。そのようなことから、この公社にこれからもこの審議会にも出ていただきまして、大変細かい部分等につきましては技術的な援助、それもしていただきながら審議会の運営がスムーズに進められるよう考えておるところでございます。

以上でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 続きまして第11条の第2項(4)、委員以外の出席者の氏名、これは傍聴者は含みませんね。含みますか、含みませんね。同じく第2項の(6)、議事の内容その他会長が必要と認める事項、この議事の内容なのですが、できましたら会議議事録、全会議議事録を内容としてもらえないのかどうか。できましたら、これは全議事録の内容にしたいなと。例えば、テープ起こしをしていただくとありがたいなというようなことです。いかがでしょう。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） ご説明申し上げます。基本的にはテープ起こしをしております。しかしながら、審議する内容または休憩をとって、その点についての補足説明、不要なところはカットいたしますが、基本的にはテープ起こしをして、議事録は作成をしております。そして、その配付するというにつきましては、これにつきましては、第3項で議事録に会長および会長の指名する委員2名の方が署名押印するという内容を確認されて、議事録が最終的には作成されていくということでございます。それにつきましては委員さんに特別に配るといことになりまして、市の方いたしますと、備え付け図書というふうな考え方で閲覧できるような形では作成しておきたいというふうにご考えております。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） それはテープ起こしをして、保管はされているわけでございますね。それは必要に応じて見せていただけるということでございますね。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） この4項にありますように、公開された会議の議事録は閲覧に供する。これは公開された会議録につきましては、どなた様でもということになりますが、非公開にされた議事録につきましては、これは委員さんがそこで議論したものについて非公開のものについては、一般の方には閲覧できないというふうな形になっております。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） はい、わかりました。最後に私の感想を述べさせていただきたいのですが、この運営規則を市で作られて、そして、今日示していただいたわけですが、実は、確かにこれは市長が決めるということになるのだろうと思うのですが、実はこれは審議会の運営についてのことでありますので、僕は、この第1回の審議会の席で実は、この内容について諮って、我々審議委員の意見も聞きながら、こういうものを作ってもらえると非常にありがたい。これはどういふつもりでこういうことを申し上げているかと言いますと、確かに法文上はそうであろうとは思いますが、やはりそのプロセスはできるだけ関連のある人たちの意見も尊重して、そこに加えると。これがいわゆる意見の聴取だとか、あるいは民主的な方法のあり方であろうと私は思うのです。ですから、これを決める前の段階として、こういうものをつくるのについての集まりがあっても私は良かったと。言ってみれば、今、私が質問しましたけれども、これを除いてほしいというような希望があっても、もう既に公布されたものであるがゆえに、それはできないという返事が今返ってきましたね、ある部分においては。これは我々には選択の余地がないのですよ、これ。こういう希望があったとしても選択の余地がない。こういうようなやり方というのは、やはり改めるべきであるというのが私の考えです。従いまして、こういうようなやり方をなさんと、私はやはり皆さんの意見を聴取する、いわゆる市長のこういうものに対する姿勢が問われるのだろうと思います。従いまして、やはり我々の意見を聴取して、そしてこれは第1回に間に合わそうと思えば、その前に予備的なそういう機会をつくるとか、第1回をこれに当てはめるとかというようなことになってやってもらえればいいのではないかと、私はそんなふうに思います。ですから、こういう選択の余地もないようなことを押しつけられるとなると、非常に意外性と言いますか、私にとっては、なぜこういうやり方を平然とするのかというような気持ちがどうしてもありますね。ですから、非常に気持ちとしては余り穏やかではないですね。ですから、こういうようなやり方でなくて、やはりできるだけ機会があったら皆さんの意見を反映するような方法を取るべきではないかと思えます。

以上です。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 瀧島委員

委員（瀧島愛夫君） この審議会の会議の進め方等、今、ご意見がありましたけれども、それ以前に録音されているようなので、この会議自体、自由討論でございまして、録られても問題はないのですけれども。やはり、ここはお互い意見を闘わせる場でございますので、議事録も録られておりますので、録音等の持込について委員会でお諮りをしていただければありがたいと思えます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議における録音について、これをどのようにするかということの内容につきまして、その取り扱いといたしまして、正式に非公開とされる事項につきましては録音をしないということで確認をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、ほかに規則の関係につきまして、ございますでしょうか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） まず、第2条なのですけれども、私は先ほど島谷さんがおっしゃったとおり、これは市が最終的には決めるものかも知れないのですけれども、ここにいる8名の選ばれた方と有識者の方2名、その10人がどうやったら一番いい審議会になるかということに同意をもって決めることが大事だと私は思います。この運営規則は、ただ、山本助役さんが会長の条例委員会でしたか、そこで原案をつくったと聞いたのですが、違いますか。その原案をつくったのはどこなのでしょう。区画整理課なのですか。そうですか。前に中野部長さんに聞いたときには条例委員会というお話だったので。それを区画整理課がつくったのなら、まずこの10名に、こういうものができたのだけれどもということで案を出していただきたいと思うのです。なぜかと言いますと、各地区のこの運営規則を取り寄せてみますと、それぞれ全部違います。どうして違うのかと言うと、ひな型みたいなものは都のほうからの資料などであるのですけれども、それぞれがその地域にあったものをつくるということになっていて、じっくり時間をかけてつくっているところもございまして、私は昨日のうちに公布されてしまったということが納得いきません。私はここで意見が言えるものと思ってきょう来ましたし、委員の方々の中にもそういう方がいると思います。それから、私も島谷さんと同じで幾つかこの中でわからないこと、私が意見として思っていることというのはあります。どうしたらいいでしょう。

都市整備担当部長（中野祐司君） ただいまの規則の決め方の関係でございまして、この規則につきましては区画整理課のほうで東京都であるとか、また、近隣の市の同様な議事運営規則等、それらを参考にさせていただきながら市の条例等設置審議会、そちらのほうにお伺いいたしまして、それで、そちらのほうで内容等を法令等に抵触するところはないかどうかなど、いろいろな角度から審議していただきまして、決定したものでございます。それで、これにつきましては昨日公布をしたというところでございまして、その公告の前、これはまだ公告の前で決まっておられませんので、それをほかの方にごらんいただくということは、いろいろな面で不都合が生じるというところでございまして、また、市の議会でもって審議していただく条例等につきましても同様な考え方になります。それから、この規則の関係でございまして、先ほ

ど東京都であるとか、近隣の市等も参考にさせていただきながら作成したというところでございますが、担当課といたしましては、この規則につきましては非常に前向きと言いますか、いろいろな面につきまして積極的に市民にいろんな情報を提供する、そんなような考え方のもとにこれは作成しているというような、そのようなところでもって認識しております。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは時間のほうが大分経過しております。先ほどから出ておりますご意見ですけれども、規則の定め方ですとか、そういうところの質問でございますので、できますれば会議を閉じた後、ご質問をいただければというふうに思っております。そのほかに、その規則の内容として、どうしても不明な点があると、ここだけは確認をしておきたいという箇所がございましたら、先ほどの島谷委員とダブらない箇所のみ、ご質問のほうをお願いしたいと思います。神屋敷委員

委員（神屋敷和子君） 会議を閉じた後という意味なのでございますけれども、それはどういうことでしょうか。例えば、議事録に載らないという、どういう扱いを受けるのでしょうか。

助役（山本昭吉君） ただいまいろいろご質問をいただいておりますが、この規則につきましては、土地区画整理審議会につきましては区画整理法第56条第1項で設置すると。それから、その中で審議会の役割につきましては、先ほども課長のほうから説明申し上げておりますが、第56条第3項の中で審議会の意見を聞くとか、あるいは同意を得ると、こういうことになっているわけでありまして、そういうことについて必要な事項について規則で定めるわけでありまして。その規定につきましては、ただいま部長から申し上げましたように、市の内部におきまして担当部のほうで十分原案をつくって、それから条例審議会のほうにかけられるわけですが、そうした中で慎重に審査いたしまして、ただいま申し上げました審議会の意見をお聞かせいただくとか、あるいは同意をいただく、そのことについて十分な内容になっていると、こういう決定をしております。これはあくまでも規則でありますから、市長が決めるものでありまして、ご意見はご意見として、今まで承りましたけれども、この決定については市長の権限によって行うものであるということでございますので、この規則がどうしても自分の考えと違うということであれば、会議の終わった後でもお聞かせをいただきたいと、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 神屋敷委員

委員（神屋敷和子君） そういうことは、山本助役さんがおっしゃったことは、諮問と同意、あそこの行為以外のことから意見を言ってもしょうがないということなのではないのでしょうか。私はあそこの同意を得たり、合意を得たりするところというのは、独立してあれがあるのではないと思うのですね。市が配った「まちなみ」の中にも「公平に行うように」という文章が入っているのです。それを達成するためには、こういう規則が、運営規則が必要なわけですよ、きちんとした。これに抜け道があったり、今までどおり公開されないこともできるみたいな形で、どんどんそれを拡大解釈されて行ってしまうというようなことがあれば、それは公平にならないわけですよ。同意事項、合意事項は独立してあるのではなくて、だから、きょう私たち審議委員をこういうふうを集めて、じゃあ、それが公平、公正で行くためにはどうしたらいいかというのが、この審議会議事運営規則をつくっていくことなのだと思うのです。もし、それが目的を達成されないようであれば、まずいのではないのですか。例えば、今、島谷さんがいっぱい質問したこと、それから、私がまだこれわからないことがあるのですけれども、そのまま市の言うなりに審議委員10名は決めていかなければいけないのでしょうか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 助役

助役（山本昭吉君） 繰り返しになりますけれども、この運営規則は、今までの羽村市の羽ヶ上でありますとか、小作台でありますとか、その規則と比較しまして、かなりの部分において公開する、そういうような内容になっております。これは東京都の他の市とか区と比べてもかなり前向きなものになっている、そのように思っております。あくまでも法に則って行う事業でありますので、その法の規定に沿って、可能な限り、これは今のようなことを取り入れて規定をさせていただいたものでありますので、そうした点についても、ぜひご理解をいただきたい、そのように思います。

以上でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 黒木委員

委員（黒木 中君） 2点ございます。今、神屋敷委員のほうから、非公開になっていってわからないところで物事が決まってしまうみたいなお話がありましたけれども、そういうことがあってはならないと思うのですけれども、ここに書いてありますように公開が原則なわけですから、非公開にするときは、この場で「会長が必要と認めるときには出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる」ということですから、それぞれ選ばれて来られた委員さんの過半数の同意で非公開にしなければいけないという判断があったときは、やはり非公開にするべきだというふうに思います。あくま

でも公開が原則ですので、神屋敷委員のご心配が現実のものにならないような形にさせていただきたいと思うのが一つ。

それから、第4条についてのご質問なのですが、「会議は公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときには出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる」というふうに書いてありますが、例えば、私がこの部分をこれから先は非公開にしたほうがいいのではないかといいふうに思ったとしても、会長さんが、これは非公開にする必要がないというふうにご判断されれば、過半数の同意を得るといふような、そういう決議を、そういう手続を経ないで、そのまま議事を進めて、公開のまま議事が進んでしまうという可能性もあるということですよ、この文章は。言ってる意味はわかりますか。会長が必要と認めなければ、公開してもいいでしょうか、それとも非公開にしましょうかというふうな、みんなに聞くというふうなこともないということですよ。会長さんは多分公平な議事をされると思うので…。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 助役

助役（山本昭吉君） ただいまのような事態が起こったときには、この第3条第5項第2号がありますが、「委員の総数の過半数で不信任を議決したときは地位を失う」ということがありますので、もし、会長が独善的に会を運営したり、そういうようなときにはこれを当てはめて処理をしていただければよろしいのではないかと、そのように思います。

以上でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは、事前にご通知差し上げました本来この第1回で議決をするべき事項というのは、まだ、これからのところになるわけです。今、市で決めました議事運営規則のほうのご報告を差し上げて、そのご不明な点をお聞きしているという状況でございます。本来、今回ご決定いただくのは、これから議題に上ります会長、会長代理の選出と議席の決定というふうな議事になるわけございまして、大分、時間も経過している関係で審議会の議事運営規則等につきましては、できますればこの程度にさせていただきたいと思っております。（「一番最初に質問はと言ったじゃないの」、「それは市の都合でしょう」との発言あり）市の都合ということでなくて、先ほども申し上げたとおり、市が決めました事項でございまして、そのご不明な点があれば会議を閉じました後に、そのご意見等につきましてはお受けいたしますということでございまして、本来審議されるべき事項につきまして、議事運営規則等の説明はこの程度にさせていただきまして、次の議題に入るような審議会の流れにしたいというふうには……。ほかにご意見のある方は何名ですか。（挙手）お二人ですね。では、神屋敷委員

委員（神屋敷和子君） 第2条のところなのですが、「市長が文書をもって通知する」というところがあるので、すけれども、今回、通知が来たのが3月17日でした。それで、資料を他地区などは10日から2週間ぐらい前に渡しているということを知っています。埼玉などは1週間以上とうたっているそうなのですが、いろいろな方にどんな内容なのか、どういう意見を言うつもりなのかということでも聞かれます。それで、今回、今日配られた資料も、例えば、昨日、今やっている議事運営規則、それを配られたのですが、私は昨日配るのであれば次回の審議会に回すべきものだと思います。今日渡すような資料は全部、約2週間前には渡してほしいというふうには思っております。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 都市整備担当部長

都市整備担当部長（中野祐司君） 基本的に、会議を招集するのは市長でございまして、召集の関係につきましては5日前までに、それを行うことになっています。ただ、資料等の関係につきましてはそのような規定はございません。ということで今後は、ただいまのそういうふうなご意見ですので、市として情報提供できる資料、特に審議の上で必要な資料につきましては、できるだけ早い時期に皆さん方にお示しするという、そんなようなところで考えております。今回につきましては、先ほどご説明いたしましたように会議の運営規則については昨日公布されたという、そんな中でのことございまして、非常に遅くなったということは申しわけございませんが、そういう事情ですのでご理解をいただきたいと思っております。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 今のところ、できるだけ早め2週間でも10日でもいいから早めに配付してほしい。こういうことについては私たちは全く素人ですから、ある程度勉強をしないと説明を受けても、その説明が理解できない場合が結構あるのです。例えば法文の問題なんていったら、まさにそのとおりでして、ですから、できるだけ早めに、努力義務じゃなくて何とか規定に入れたらどうですか、そういうことを。むしろ2週間前までになんて規定に入ったら、2週間前までで10日前だったら次回にという、そういうふうなあれに本当はしてほしい。本当にこれは我々は何も知らないですから、勉強の機会を与えてほしいです。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 区画整理課長

区画整理課長（青木次郎君） 議案の通知ですね。資料につきましては、私どものほうといたしましても、やはり審議する内容の事項につきましては極力早く配付させていただきたいと思っております。今回のこの議事運営規則につきましては、いわゆる審議内容ではなくて、こういうふうな形で審議会を運営していく規則を定めたということでの資料でございましたので、ぎりぎりになったのですけれども、今回は事前にご配付をさせていただいたということでございます。島谷さんが言われるように条文に書くということはなかなか非常に難しいのですけれども、やはり審議する内容によっては時間がかかるものも、委員の方がそれを理解するのも時間がかかると思っておりますので、極力早めに提供するように努力していきたいと思っております。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） 一つどうしてもわからないことがあるのですけれども。「案」であるがゆえに公開できない。決まれば公開できるというような、中野部長が発言なさったでしょう。これはどうしても理解できないですね、僕は、一体どうなのか。「案」であるがゆえに公開できないというのが。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 都市整備担当部長

都市整備担当部長（中野祐司君） 基本的には「案」ということはないと思うのですけれども、まだ、市でもって正式に決定していない。そのようなものが、市民の方の目に触れるということになりますと、場合によってはそれ以降に変更があるわけですね。変わってくる。そういうようなことでいろいろと不都合が生じるといいますか、間違った情報でもって、いろいろな関係については逆に周知されて、市民の方には大変申し訳ないことになるというふうな、そんなようなことにもなりかねないということもございますので、そのような関係ではっきりと決定したもの、それ以外につきましては基本的にはお示しをできない。決定した後についてはお示しをできると、そんなような考え方でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島谷委員

委員（島谷晴朗君） これは「案」という文字が入っていてもですか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 助役

助役（山本昭吉君） 先ほど来、できるだけ早めに資料についてはお届け申し上げるということでございますが、ただ、この情報公開もいろいろの問題があります。まだ、これについて成熟した形になっておりませんで、議論がたくさんあるところでありまして、事前の資料を早めに手に入れた方が特に有利な扱いになると、こういうものも多々あるわけですね。ですから、私どもも慎重にならざるを得ないという部分があります。しかしながら、できるだけ、今、委員さんのおっしゃられたようなことについては、今後、この会議の資料はなるべく早めにお渡しできるように努力をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは、先ほどご質問の挙手はお二人ということでありましたので、ここで閉めさせていただきます。（「私は続いてずっとあるのですが」との発言する者あり）

神屋敷委員

委員（神屋敷和子君） だから、私は思うのですけれども、なぜ案のうちに皆さんに配らないのですか。私だけとは言いませんよ。有識者の方だっていらっしゃるのだし、いい意見は聞けたと思うのですよ。何でここで皆さんの意見を聞いて、それから公布しないのですか。それができないという法律はどこに根拠があるのですか。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 先ほどからその件につきましてはご説明申し上げていると思っておりますので、この議事運営規則の関係につきましてはこれで閉めさせていただきたいというふうに。先ほど、質問の確認をさせていただいたときに、お二人ということで確認をさせていただきました。そのお二人とも1回ずつ質問はしてございますので、次の議題のほうに移らせて……。 （「まだ、納得してないのですけれども」と発言する者あり）納得ということではなくて、次の議題のほうに。

委員（神屋敷和子君） これが基本になって、ここの議事運営が決まってくるわけでしょう。この審議委員10人が納得してやらなければいけないわけじゃないですか。さっきも文章でちょっとおかしいところがあったけれども、私もこの文章がおかしいと思うところはあるのです。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 先ほどから申し上げておりますように、市長の権限で定めて公布しているも

のでございますので、それに対する意見がございましたら、それにつきましては会議終了後に、こちらでお受けをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に座長の指名に入らせていただきたいと思います。座長の指名でございますけれども、会長を選任するまでの間、議事の進行役として座長を指名させていただきます。座長につきましては、市議会の臨時議長の選出の例に倣いまして、委員の最年長の方をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

羽村駅西口地区担当主幹(羽村福寿君) それでは座長には仮議席 2 番の島田清四郎委員をご指名させていただきます。島田委員、よろしくお願いいたします。座長席をお願いいたします。

座長(島田清四郎君) それでは会長が選出されるまでの間、暫時、座長の責を務めさせていただきますと存じます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

この会議は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第 2 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって会議は成立することとなっております。本日の出席委員は 10 名でございます。よって、本日の会議の成立を宣言いたします。発言する際の注意点といたしまして、一つお願いがございます。発言する前には挙手をし、指名を受けましたら議席番号と氏名を告げてから発言をお願いいたします。

それでは、本審議会議事運営規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、会長は委員のうちから選挙により決定するという事になっております。会長の決定方法について、何かご意見がございましたら発言をお願いいたします。小宮委員

委員(小宮國暉君) 会長選挙の方法について、ご提案したいと思います。

こうした審議会で一般的に行われているというふうに認識しておりますが、指名推選による方法が一番望ましいかと、かように思いますので、この方法について提案したいと思います。よろしくお願いいたします。

座長(島田清四郎君) ただいま仮議席 5 番の小宮委員から指名推選の方法によるのがよしいというふうなお話のようでございますが、そのほかにご意見ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

座長(島田清四郎君) ご異議がないようでございますので、指名推選の方法によることとさせていただきます。

それでは、会長の推選につきまして、ご発言がございましたら、お願いいたします。小宮委員。

委員(小宮國暉君) この審議会について、いろいろと先ほど来からありましたとおり、いろんな角度でこの審議会が成立したというふうに思っておりますが、皆さんもご承知のとおり、羽村駅の西口の区画整理事業が円滑にして、そして適正に進められるよう、その市長の諮問機関および議決機関としての役割を担っているのではないかと、このように認識しております。特に今は会長の推選ということにちなんで、こういった重要な審議会の会長でございますから、大変な職務だというふうに思います。その観点からして、私といたしましては第三者的と言いますか、公平な審議会の運営に携わっていく方でございますから、学識経験の委員の方から、この会長の職になっていただければと、かように思います。具体的に申し上げますれば、先ほどご紹介のありました新井明夫委員さんに会長になっていただければ助かるなど、また、お願いしたいと、かように思います。これは経験が非常に豊富だとか、知識を持っておられるとか、または今、選挙で選ばれた委員の方が多数おられますけれども、それと第三者的な見方で審議会が運営できるのではないかと、こういうふうな観点でございます。なにとぞ、新井委員になっていただきたく私からお願いしたいと、かように思います。

座長(島田清四郎君) ただいま仮議席 5 番の小宮委員から会長には仮議席 9 番の新井明夫委員という推選がありました。ほかにご意見ございませんでしょうか。島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 私も指名推選をさせていただきたいと思っております。やはり、この区画整理事業が大変な事業であると、住民にとってもこれは非常に大きな負担を背負わなくてはならないという大変な事業であると。さらに、これにかかわる年限、それからまた費用、そういったものについてもこれは非常に大きな問題を抱えている、そういう事業だと認識しております。従いまして、私の立場としてはお名前を挙げさせていただきますと、小山豊委員を会長として推選させていただきたいと思っております。この区画整理事業に対する一つの信念を持った、一つの大きな方向性を持って活動している、そういう方になっていただきたいと思っております。

以上です。

座長(島田清四郎君) ただいま仮議席 6 番の島谷委員から、仮議席 3 番の小山委員を推選というふうな形になりまし

た。そのほかにご意見はございますでしょうか。

お諮りいたします。

ただいま2名の方の推選がありましたが、推選された方は除きまして、このお二人のほかの委員の方の挙手によって採決をしたいと思っております。

まず、初めに新井委員を会長に推選する方の挙手をお願いいたします。

〔新井委員推選者挙手〕

座長（島田清四郎君） 5名であります。

続きまして、小山委員を会長に推選する方の挙手をお願いいたします。

〔小山委員推選者挙手〕

2名であります。従いまして、挙手多数、仮議席9番の新井委員を会長と決定させていただきます。

それでは、会長が決定いたしましたので、これで座長を解任させていただきます。

ありがとうございました。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） 島田委員、誠にありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります前に、ただいま本審議会会長に就任されました新井会長にごあいさつをお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

会長（新井明夫君） ただいま会長に選任されました新井明夫でございます。このような職は大変不慣れで、また、未熟者でございます。どうか、委員の皆さん方のご指導、ご協力をいただきまして、この審議会の極めて重い責任が皆さん方とともに幾分でも果たせるように務めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

羽村駅西口地区担当主幹（羽村福寿君） それでは議事につきまして進行をよろしく申し上げます。

会長（新井明夫君） 島田座長さん、大変ご苦労様ございました。

それでは、ただいまから会議を再開いたします。

本来ならば、議事に先立ちまして会長とともに議事録に署名押印をする署名人を決定することになりますが、議席が決定してから定めたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議題1の会長代理を決定したいと存じます。

会長代理は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第3条第4項の規定に基づき、委員のうちから互選された者となっております。会長代理の決定方法について、何かご意見がございましたら、発言をお願いいたします。小宮委員。

委員（小宮國暉君） ただいまの会長代理の互選についてなんですけれども、会長職に新井会長が選ばれたとの同様に指名推選がよろしいかと、かように思ひまして、方法については指名推選と、これを提案いたします。

会長（新井明夫君） ただいま仮議席5番の小宮委員から指名推選による方法がよろしいのではないかとのご提案がございました。そのように決定させていただいてよろしいかどうか伺います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） 異議なしの声がございました。

ご異議ないようでございますので、会長代理の選出については指名推選の方法によることと決定させていただきます。

それでは、会長代理の推選につきまして、ご発言がございましたら、よろしくお願いいたします。瀧島委員

委員（瀧島愛夫君） 私は権利者の中ではなく、会長さんをお選びしたと同様の理由で仮議席10番の黒木中委員を推選したいと思います。

会長（新井明夫君） ありがとうございました。小宮委員

委員（小宮國暉君） 結構でございます。

会長（新井明夫君） ただいま仮議席4番瀧島委員、仮議席5番小宮委員から、会長代理に仮議席10番の黒木中委員

というご推選がありました。

お諮りいたします。

ただいま推選がございましたとおり、会長代理には黒木委員とすることについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) ご異議ないようですので、会長代理は黒木委員と決定させていただきます。それでは、ただいま会長代理に就任されました黒木委員にごあいさつをお願いいたします。

会長代理(黒木 中君) 黒木中でございます。会長代理ということですが、私の出番がないように祈りながら、もしあったときは頑張ってやりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会長(新井明夫君) ありがとうございます。

それでは次の議題2、議席の決定についての議事に入ります。

羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第5条の規定によりまして、議席を決定したいと存じます。なお、議席を決定するに当たり、これまで羽村市が施行してきた土地区画整理事業の土地区画整理審議会では、会長代理を1番、会長を10番の議席とさせていただいた経緯があるようでございますが、このようにさせていただいてよろしいか伺います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) 異議なしということでございます。よって、そのようにさせていただきます。

抽選の順序でございますけれども、現在ご着席の仮議席の順序で行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは仮議席の順序で議席の抽選をさせていただきます。事務局、抽選をお願いいたします。

(議席抽選)

会長(新井明夫君) それでは抽選の結果、議席番号が決定いたしましたので、改めて担当から発表をお願いします。羽村駅西口地区担当主幹

羽村駅西口地区担当主幹(羽村福寿君) それでは、ただいまの議席の抽選につきまして発表させていただきます。

議席番号1番につきましては会長代理の黒木中委員になります。

議席番号2番は小山豊委員になります。

議席番号3番は島谷晴朗委員になります。

議席番号4番は瀧島愛夫委員になります。

議席番号5番は株式会社中根総合建築事務所になります。

議席番号6番は中野恒雄委員になります。

議席番号7番は小宮國暉委員になります。

議席番号8番は神屋敷和子委員になります。

議席番号9番は島田清四郎委員になります。

そして、会長のほうからもございましたとおり、会長につきましては議席番号10番ということで新井明夫委員でございます。よろしくをお願いいたします。

会長(新井明夫君) ありがとうございます。委員の皆さん方には次回の会議からは、ただいま決定いたしました議席番号の席へご着席をお願いいたします。

それでは、羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第11条第3項の規定により、審議会ごとに会長のほかに2名の委員が議事録に署名押印することとなっております。また、この2名については会長が指名することと規定されております。本日の署名委員は議席番号1番の黒木委員と議席番号2番の小山委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

以上を持ちまして、本日の議事のすべてが終了いたしました。

議事運営規則第4条第2項で傍聴に係る事項は会長が会議に諮り、これを定めると規定しております。この件につきましては次回の会議で定めたいと存じますが、参考資料として市側で作成しております「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領(案)」が配付されております。私といたしましては、この要領案をたたき台に検討することがよろしいのではないかと考えております。委員の皆さん方におかれましては次回までにご検討して来ていただきたいと存じます。

これもちまして審議会を閉会いたします。ありがとうございます。